

## 近世京都における祭礼運営と町組

— 西陣・今宮祭を事例として —

はじめに

本稿は、近世期の京都で行われていた祭礼に着目しながら当該期の都市社会のあり方、特に「町組」と、その結集原理について検討するものである。

近世期の都市祭礼に関する研究は、八〇年代以降の近世都市史の急速な進展の中において着目され始めたテーマである。ここでは芸能や祭具類、あるいは祭礼そのものの変遷など芸能史的な研究ではなく、近世都市における祭礼の意義や、それを担う人々を検討することに<sup>1)</sup>より社会構造を解明するなど、様々な可能性が示された。

しかし、そのような状況の中<sup>2)</sup>にありながら京都の祭礼に関わる研究は祇園祭が主な対象として進められてきた。そこでは中世の祇園祭については継続的に研究が進められ、その全体像のスケッチができるまでにいたっているが、近世、特に江戸期における祇園祭は「概して歴史的变化を十分にふまえない「文化論」となっている観も少なくない」とも指摘されるように、研究の数に比して歴史的展

開やその全体像などについていまだ不明な点が多い。

このような状況は、一つに祇園祭を研究する際に山・鉾町が検討対象の中心となることが原因としてあげられる。しかし祇園祭の山や鉾は祇園祭の一部であり、山や鉾に注目する限り、全体像を明らかにすることは不可能である。山や鉾の運営方法や宵山の状況は次第に明らかにされてきてはいるが、祭礼の全体運行はどのような存在によりなされたのか。その運営費はどのように賄われたのか。また神輿は中世から続く今宮願人が昇いたのか、あるいは別の存在が担当したのか。このような基礎的事実ですらいまだ明らかにされていない。以上の状況を踏まえたうえで、近世京都の祭礼研究を近世都市史研究へと還元するための道を模索すべく、本稿では京都市北部、紫野に鎮座する今宮神社の祭礼である今宮祭を主題としながら、その運営を担当したとされる「行事町」というシステムに関する検討を行い、その祭礼時における実際の動向を明らかにした上で、今宮祭における行事町というシステムの存在理由についての考察を行いたい。

村山 弘太郎

一 今宮祭と行事町

一 神事行事町

行事町とは、「祭礼の準備や神輿昇給金の支払い、祭礼の整備など、祭りの世話をする祭礼運営の中心的存在」であり、その成立は上西陣組が元禄四年（一六九一）六月、下西陣組が寛文二二年（一六七二）十一月二六日であるとされる<sup>3)</sup>。また文化三年（一八〇六）に出版された『諸国図会年中行事大成』では、次のように説明されている。

（前略）此祭祀に行事町と云へるありて生地子町の内三町組或は五町組とて組合あり。年々順番にて当番の町組に当れば、前方より普請造作などし今月六日七日町中家毎に表を飾り幕を打、金屏風を立或は立花生花の物好敷には毛氈並べ其余諸器物和漢の奇品を集め、六日の夜は殊更灯燭を煌し、山海の珍味を具へ賓客を対へて饗応す。京師の神事所々とも期のごとく華美を尽せりといへども、此行事町は格別にて其町例年の光景とは別格なり。何れの町はケ様に有しなど互に美を争ふ事なれば、其華美なる事知ぬべし。

七日朝行事町鉾町を廻る。其体町中の人各一様の帷子麻上下を着し、二列に列し先払の者同上下を着し、股高く括りて割竹を曳てさきをはらふ。扱、鉾町に至り当家の門に列立て案内を乞ふ。当家の内より応諾すれば、行事町の者門口より例年の通祭

祀滞なき様申合せ、次第に鉾町を巡行す。（後略）<sup>4)</sup>

行事町の具体的な役割や機能については後述するとして、ここでは特に組織など、その全体的な構成について再検討を行いたい。なお検討に入る前にここで名称についての確認を行っておく。「行事町」という名称は「神事行事町」「神事行司町」「行司町」「神事組合町」「組合町」など多くの呼称を史料上でみることができ。これらは厳密に使い分けているわけではなく、本質的には「（今宮）神事」を「行事・行司（＝担当）」する数町による「組合」町という意味を有している。ゆえに本論では以下「神事行事町」と表記する。

まず、これまでに紹介されている神事行事町に関する史料を検討しよう。表①は「今宮祭行事町之覚」（下西陣組分）、「今宮神事行事町之次第」（上西陣組分）として古久保家文書の「町代諸事覚」<sup>5)</sup>に記録された神事行事町を、各町が所属する町組の下部組織である「組町」（あるいは「小組」とも称する）ごとに整理したものである。この表から明らかなように、神事行事町は下西陣組に二六組、上西陣組に一五組存在し、基本的に神事行事町はそれぞれの町組内部の組町を基準として神事行事町組が形成されていることがわかる。また組町を混成して組を形成する場合（下二五番、上五番、一〇番一四番）は地理的に近接した町により構成されている。

次に神事行事町から除外されている町についてみてみよう。表①から明らかなように一二の鉾町と、それ以外にも上西陣組で一〇町、

下西陣組で一町が除外されている。神事行事町が祭礼運営を行う組織であるため鉾町が除外されるのは当然であるが、それ以外の町が除外される理由はどのようなものだったのだろうか。それについて上西陣組分は次のように説明されている。

(前略) 右鉾町之外、神事行事を除有之候新四郎組持場之分  
 柏町、西五辻北町 此式町花車町之鉾二寄町哉、橋之上町 是  
 ハ石橋之世話有之故哉、土田町 少人数之上橋有之故哉、若宮  
 堅町、同横町此式町御旅所近ク鉾立等有之故哉、西石屋町、  
 慈眼庵凶子 東石屋町之鉾二寄町哉、観世南町 北町之鉾二寄  
 町哉、立社南半町 東千本町之鉾二寄町哉 合拾町<sup>7)</sup>

下西陣組では御供所の所在する一色町が神事行事町を除外されており、これらのことから除外は、鉾町への寄町であること、御旅所、御供所など祭礼に関わる場所があることなどを理由として行われていることがわかる。また橋之上町、土田町については、それぞれ「石橋之世話有之故」、「少人数之上橋有之故」と理由付けされており、行事町を務めることは経済的・人間的に余裕があることが前提として必要であったと考えられる。

では次に、これまで検討されていない史料から神事行事町の成立をめぐる問題を検討し補足しよう。天明八年(一七八八)の大火後の今宮祭の「振合」、特に変更された事案をまとめた覚書の中で、寛文一二年の神事行事町成立について次のような説明がなされてい

る。

寛文十一亥年八月留書二

一、今宮神事行事町之儀、是迄めいく区ニ而格段信仰之町々ハ度々被相勤、時ニ式拾丁位も組合被申口論等有之、大着之町ニハ当町之番ニ而無之、或ハ忌申出来など、指纏被申候而間違申候間、此度両組和談を以永代町分けいたし、町々ニ書記■■■■此町分け家数相考、又定書等新四郎相談之上、下書いたし呉候■と使者道寿吉右衛門ニ申候ゆへ、御心御面倒心得と返答いたし一就にて■■■申候、<sup>9)</sup>

虫損が激しいため判読が困難な箇所があるが、神事行事町は寛文一二年以前から存在していること、信仰心の篤い町が度々勤めていること、多数の町が「組合」い勤める場合があること、神事行事町には順番が決められていたらしいこと、「大着之町」は神事行事町を勤めることを回避しようとする、また回避しているらしいこと、そしてこれらの諸問題から「両組和談を以」って「永代町分」が決定されたことを読み取ることができる。

これにより、神事行事町の成立は寛文一二年をさかのぼるべきことが明らかになる。現段階ではその成立に直接関連する史料を発見できていないが、西陣の町場化や一二の鉾町の成立などを合わせて考えると、一六世紀末から一七世紀初頭にまでさかのぼることも可能であると考えられる。また寛文一二年以前からすでに複数の町による

表① 行事町順番

下西陣組

石薬師組	
9 番	阿波殿町・下石橋町・同南半町・弾正町
13 番	石薬師町・北之御門町
14 番	舂屋町・橘町
18 番	梨木町・廂町・飛弾殿町
五辻組	
12 番	般舟院前町・東上善寺町
16 番	杉若町・北小路上之町・有馬町・桜井辻子
※五辻町・西五辻東町⇒鉦町	
※一色町⇒御供所	
横大宮組	
2 番	横大宮町・本妙蓮寺町
10 番	本北小路町・西北小路町・豎亀屋町
15 番	元誓願寺中町・今出川町・草堂町・西亀屋町
清明組	
1 番	豎神明町・神明横町・毘沙門町
3 番	清明町・堀川上之町・同下之町
21 番	福大明神町・小寺町・如水町
大北小路組	
6 番	大北小路西町・当摩町・大北小路裏町・妙蓮寺突抜町
8 番	南竹屋町・堀之上町・百々町
26 番	大北小路町・芝辻子町・寺之内横町
元誓願寺五町組	
24 番	今小路町・寺西町
笹屋一二町組	
7 番	笹屋壱町目・同式町目
11 番	笹屋三町目・同四丁目
20 番	玉屋町・松屋町・南辻町・誓願寺四丁目
23 番	笹屋五町目・観音町・大文字町・佐竹南町
船橋六町組	
17 番	東阿弥陀寺町・藤木町・山名町
22 番	芝薬師町・北船橋町・南船橋町
社四町組	
5 番	鶴屋町・西社町
19 番	東西町・桐木町
天神組三町	
25 番	天神横町・上天神町・下天神町
下西陣組離レ町	
4 番	聖天町・中猪熊町
下西陣組離レ町	
25 番	瑞光院前町

上西陣組

元伊佐四町組	
6 番	元伊佐町・北猪熊町・西船橋町
※橋之上町⇒免除	
東社八町組	
9 番	東社町・社横町・木下豎北半町・社突抜町・同薬師前町・田畑町
10 番	西猪熊北半町・中社町
寺之内四町組	
8 番	寺之内豎町・妙蓮寺前町・寺之内横町・北竹屋町
歡喜寺三町組	
10 番	戌亥町・御所之内町
※歡喜寺町⇒鉦町	
花車一二町組	
3 番	新猪熊東町・同西町・同玄蕃町・玄蕃北町・えんま前町・西廬山寺
※花車町・作庵町・大下之町・上善寺町⇒鉦町	
※西五辻北町・柏町⇒寄町	
大猪熊八町組	
1 番	大猪熊町・西猪熊南半町・大藏町・えひす町
2 番	姥ヶ榎木町・同西町・同寺之前町・同北町
伊佐町八町組	
13 番	上花開院町・新美濃部町・古美濃部町
14 番	硯屋町
15 番	伊佐町・樋口町・当磨裏町・曼荼羅町
芝大宮八町組	
14 番	紋屋之囃子・西阿弥陀寺町
※芝大宮町・觀世北町・東石屋町⇒鉦町	
※西石屋町・慈眼庵辻子・觀世南町⇒寄町	
芝大宮離レ町	
5 番	大宮薬師町
本三町組	
5 番	北小路中之町・ひし屋町・中宮町
釈迦十町組	
4 番	南上善寺町・西上善寺町・風呂屋町・釈迦片原町・同突抜町
7 番	釈迦東北半町・同東南半町・同まへ町・溝口まへ町・佐竹町
若宮十町組	
11 番	西若宮北半町・同南半町・東若宮町・筋違橋町
12 番	安居院中之町・同前町・同新町・扇子町
※若宮豎町・若宮横町⇒御旅所	
東千本三町組	
※東千本町・西千本町⇒鉦町	
※豎社南半町⇒寄町	
若宮十町組離レ町	
※土田町⇒免除	

※坂本博司「今宮祭と西陣」および『古久保家文書』「町代諸事扣」より作成

組合町が神事行事町を担当し、一応の順番が存在したことも確認できるが、当該期の史料が現在のところ他に確認されていないことから、それがどのようなものであったのかは明らかにはできない。しかし順番が廻ってきた際にあれこれと言いつくして当番を拒否したり、あるいは任意の町が複数組合うことが可能であったことなどをみると、組織としての神事行事町には厳格な規約が無かったものであると思われる。このような組織としての脆弱性が頂点に達したのが寛文一〇年代だったのだろう。そしてそれを是正する目的でなされたのがこれまでも指摘されている寛文一二年の神事行事町の組合（＝組町）および順番の確定だったのである。

また神事行事町の組合については「此町分ヶ家数相考」と、各組合町の平均化が図られている。これは先に確認した神事行事町を勤めることの経済的・人間的余裕に起因した処置であり、これにより組町を超えた組合町が生じたものだと考えられる。

さらに組合町の町分けについては「新四郎相談之上」とあり、上西陣組町代の早川新四郎と合議がなされている。坂本は「今宮神事行事町之次第」に記載された年号から上西陣組の神事行事町の成立を元禄四年とするが、上西陣組・下西陣組の町代が合議の上、神事行事町の町分けを行っていることから、両町組の間で神事行事町の再編成に開きが生じることは考えにくい。たしかに「今宮神事行事町之次第」の末尾には「今度今宮神事行事町組合次第如此相極候条、自今以後右之趣無相違急度可相守所仍而如件」<sup>11</sup>とあり、この文言をみる限りは元禄四年に神事行事町組合を再編成しているが、「今宮

神事行事町之次第」は寛政一年（一七九九）に古久保勘左衛門が「早川組之行事町順不相知」ないために「早川氏之扣帳面借り受」けて筆写したものであり、なぜ元禄四年に再編成が行われているのか、その詳細を知ることができない。おそらくは町勢の変化などから元禄四年に上西陣組のみ二度目の神事行事町再編成を行ったものであろう。

いずれにせよ寛文一二年の神事行事町再編成は上西陣組・下西陣組が各町組で独自に行ったものではなく、「両組和談を以」って両町組の町代の合議によりなされたものである。

実際の今宮祭では、上西陣組・下西陣組いずれかの町組から隔年で一つの組が行事町として祭礼に関わることになる。順当に進んだ場合、当番が回ってくるのは上西陣組が三二年に一度、下西陣組が五三年に一度である。この神事行事町の組は近世を通じて改変されることなく明治初頭まで受け継がれた。

## 二 神事行事町をめぐる争論

寛文一二年の神事行事町再編成は、従来の神事行事町体制の内包していた脆弱性を克服するために、上西陣組・下西陣組の和談の下、両町組の町代が相談の上決定されたものであった。しかしその再編成された神事行事町体制も当初より問題を内包していた。

神事行事町再編成から三八年後の宝永七年（一七二〇）、神事行事町の除外（免除）をめぐる下西陣組の元誓願寺五町組で争論が発生し、訴訟へと発展した。争論の概略は、元誓願寺五町組を構成す

る今小路町・寺西町・富小路町・徳屋町・橋詰町の五町の内、富小路町、徳屋町、橋詰町の三町が神事行事町をはじめとした組町として勤めるべき諸行事を一切勤めていなかったために、今小路町・寺西町が「諸事順道二相勤候」ようにすべく東町奉行所へと閏八月二五日に訴え出したものである。一〇月四日には事情聴取が行われ、同二七日に西町奉行中根撰津守立会いの下、月番である東町奉行安藤駿河守から「前々々相勤不申候得者、新規之儀二候間、唯今迄之通二可仕」との沙汰を受けた<sup>13</sup>。

元誓願寺五町組は、先にみた表①では下西陣組の神事行事町二四番組を勤めているが、寛文一二年に「今宮祭行事町之覚」が作成された時点ですでに富小路町・徳屋町・橋詰町の三町は別段の理由なく神事行事町から除外されている。除外の理由については宝永七年段階でも「如何様之訳二而相勤不申候哉、証文等も無御座候故、様子相知レ不申候<sup>14</sup>」と、正確な理由はすでにわからなくなっていた。古久保家より東町奉行所公事方へ提出された覚には、三町の状況について次のように記している。

覚

西陣五町組之内

一、家数拾軒 橋詰町

此橋詰町之儀、町夫人足ハ出シ申候、御年頭出銀ハ前々々出シ不申候、

但御代替御礼之節ハ出銀出シ申候。

一、家数拾壹軒 富小路町

同 拾軒 徳屋町

此式町ハ御年頭出銀并町夫人足共出シ申候、

右三町共二今宮神事行事并西陣年寄寄合行事前々々相勤不申候二付、此度今小路町・寺西町々御願申上候故、様子窺候処、三町共二先規々相勤来不申候旨申候（後略）<sup>15</sup>。

この覚から三町は神事行事町のみではなく、西陣年寄寄合の行事も勤めていなかったことがわかる。また橋詰町については町夫人足や年頭出銀も負担しておらず、町として課せられた役目を果たしていなかったことが明らかになる。

三町の家数はそれぞれ軒役と対応しており、寺西町の三〇軒役と比べると若干町の規模は小さく思えるが、一六軒役の今小路町とはそれほど大差はない。町を構成する町人の職業にも各町の経済力は左右されるため断言はできないが、除外された三町が極端に経済的に困窮していたとは考えにくい。

神事行事町が再編成された際の状況を知ることができる史料を寛文一一年八月の留書以外に現段階では見出していないので、これ以上三町の神事行事町除外理由を検討することができないが、ここでひとつ注目されるのは除外された三町が神事行事町と同時に西陣年寄寄合の行事をも勤めていないという点である。おそらくは寛文一一年以前より西陣年寄寄合の行事を勤めていなかったことが原因となつて寛文一二年の再編成の際に神事行事町を除外されることと

なったのだろう。

宝永七年の訴訟では三町に神事行事町を勤めさせることは「新規之儀」であるために従来の通り除外するように沙汰を受けて落着いたのだが、文化元年（一八〇四）から安政四年（一八五七）までの神事行事町の覚<sup>⑦</sup>をみると、文政六年（一八二三）の神事行事町に今小路町・寺西町と共に富小路町・徳屋町・橋詰町の三町が名を連ねていることから、宝永七年以降も争論は継続し、三町の神事行事町除外は解消されたことがわかる。今小路町・寺西町の望んだ神事行事町を勤めることの経済的・人力的負担の分散化は達成されたのである。

このように、公平な組分けとは言いがたい部分も含んだ神事行事町の再編成ではあるが、これ以降は神事行事町の除外や順番といった組織的部分での問題は特に見当たらないことから、体制的には一つの到達点を迎えたことと評価することができる。

以上、神事行事町の外郭的な構造に関する確認を行ってきた。次章以降では特定の年の今宮祭での行事町の行動内容を分析することにより、行事町の祭礼における役割について検討を行いたい。

## 二 安政六年今宮神事

### 一 安政六年今宮祭運営の概要

安政六年（一八五九）の今宮祭では、下西陣組一六番の四町によって神事行事町が担当された。そのうちの桜井町は神事行事町を

勤めるに当って、安政六年二月一八日から六月二三日までの期間、日特別に、神事行事町としての行動内容や支払った金銭の明細といった事項を「今宮御神事行事勤来控<sup>⑧</sup>」として年寄、五人組連名で残した。以下、この「今宮御神事行事勤来控」を素材としながら今宮祭での行事町の具体的な行動を検討したい。

表②は、「今宮御神事行事勤来控」に記載された行動内容を日別に整理したものである。この表をみると、その内容から、①祭礼準備期間（二月一八日～五月二日）、②祭礼期間（五月六日～五月一六日）、祭礼後処理期間（五月一七日～六月二三日）に大別することができる。以下にそれぞれの期間の行動を概観しよう。

#### ① 祭礼準備期間

祭礼準備期間における行動は、挨拶回り、諸道具および場所の準備、証文取りの三点が主な内容になっている。

まず、二月一八日に初組町寄合が、この年の頭町である杉若町で行われる。その場には、下西陣組一六番に所属する町の代表者以外にも、「人足方財吉」という人物が参加しており、その「財吉」に「行事勤方相尋候事」と、行事町の勤め方についての確認を行っている。「財吉」はこの後、今宮神社内での杭打ちや建札ではその名のおり人足を差配しているが、それ以外にも神事行事町が準備や祭礼当日に今宮神社へ行く場合、神事行事町と神社側との橋渡しを行ったり、町代・神輿請負方からの判取では神輿請負方を案内し、判取り後の宴会の席を用意したりと、多くの側面で今宮祭の運営に

関わっている。

また同年代の他町の史料にも、下西陣組一七番に属する山名町の文書に、同一人物であると思われる「神事人足入方財木屋吉兵衛」という名が見出せること<sup>19</sup>から、「人足方財吉（＝財木屋吉兵衛）」とは、数十年に一度当番が回ってくる行事町とは違い、恒常的に今宮祭の運営に参加して、毎年の行事町へその勤め方を伝えるような存在であったのではないかと考えられる<sup>20</sup>。

次に挨拶回りについてみると、挨拶に行く先でもっとも多いのは鉾町であり、祭礼において剣鉾とそれを護持する鉾町が重要視されていたことがわかる。挨拶の内容は、四月二四日沢瀉鉾への「打返し届ケ断り」と、祭礼直前の五月二日各鉾町へ祭礼の当日、鉾に神輿の長柄が当たらないように神輿昇に気を付けさせる旨を伝えるに行く以外は、基本的にこの年の神事行事町を担当することを披露しに行く、鉾町との顔つなぎ的な挨拶である。

他の挨拶先については、祭礼に直接かわる場所（御供所・御旅所）への挨拶、祭礼での神事行事町の休憩場所への挨拶、神幸列通行場所への挨拶となっている。

諸道具・場所の準備についてみると、今宮神社での杭打ち、神輿巡行ルートの下見、提灯の準備、行事町部屋飾りの準備、神輿の飾り付けを行っている。

提灯の張替えなどの軽作業を除いて、特に行事町部屋の掃除や杭打ち、立て札建てなどについては、実際に神事行事町の人々が行うのではなく、先にも触れた人足方財吉に申し付けている。なお行事

町部屋とは、文脈から今宮神社内に存在したと考えられる場所で、神輿祓いや、神輿飾り付けの際の神事行事町の詰め所的な場所であったのではないかと考えられる。

四月三〇日の神輿祓いの際に、今ひとつ上・下西陣組の祭礼運営にかかわる町組が登場する。「見習い行事町」および「見送り行事町」である。同日に神事行事町へ挨拶に訪れた見習い行事町および見送り行事町は、次の手札を差し出した。

見習い行事

西猪熊北半町	年寄	庄兵衛
井田町	年寄	吉兵衛
中社町	年寄	半次郎
戌亥町	年寄	次郎兵衛

続而見送り挨拶二

御出之事

東社町	年寄	喜八
社横町	年寄	清兵衛
社突抜町	年寄	庄右衛門
豎社北半町	年寄	作兵衛
薬師前町	年寄	善次郎

御神事見送り

町惣代		
田畑町	年寄	嘉七

両町組は先に見た表①から、それぞれ、上西陣組一〇番組、上西陣組九番組であることがわかる。この内見習い町に注目すると、そ

表② 安政6年今宮神事行事町勤方

月 日	行 動 内 容
2月18日	初組町寄合
27日	銚元家見廻り
3月11日	銚町へ初て使遣す
4月2日	銚町へ二度目使差出し候事
15日	町代江初て使遣し候事
16日	町代并神輿方判取、神輿昇料半金遣す
22日	銚町へ三度目使差出し候事
23日	杭打に付今宮へ参る 大徳寺門番へ挨拶 上野新兵衛方へ挨拶 今宮御供所へ挨拶 行事町部屋掃除 両茶屋へ手札遣し候事
24日	神輿通行の筋并行事町大廻り候節の道筋手札持参にて参る 沢瀉銚へ打返し届ヶ断に参候事 寺之内千本東へ入より枕町迄三町へ使遣す 寺之内小川町百々町橋断 上立売小川御三軒町へ使遣す 安居院御旅町へ使遣す 組合町提灯揃致候事
27日	下西陣組へ一札差入（三月差入れ親町取り紛れに付） 提灯張替・祓提灯張替
28日	行事町部屋飴道具等持参物相揃候事
30日	神輿祓
5月1日	神輿飴付け
2日	銚町へ行事町行事参る
6日	宵廻り
7日	御出、大廻り・番使い
8日	御旅所へ罷出、今宮神楽料、賽銭差出、御神酒頂戴 両茶屋よりあぶり餅千本参る （御旅中に牛飼料差出。失念の為神事後差出候） 神輿御供之節休息所浄徳寺相頼み置き候
14日	宵廻り
15日	御神事、大廻り・番使い・供奉
16日	今宮へ罷出、湯料・賽銭・下役人心付神輿昇料・両茶屋茶料・祝儀等差出、御酒頂戴
17日	神輿飴片付けに今宮へ参る
18日	神輿祓
21日	御神楽御湯御礼并饅頭神供共、今宮役人上田留造殿持参
23日	頭行事町杉若町招き内饗
24日	祇園下河原にて振舞集会町中一統参り候
25日	振舞集会より帰宅
6月15日	組町行事一町より壺人宛印形持参にて小川組へ神輿昇料請取に参り候
23日	下西陣組より神輿昇料請取

の後五月一日・五月七日・五月十五日・五月十七日に登場し、それぞれ神輿の飾り付け、神輿の神社出發、神社への到着を見届け、神輿の片付けを行う。さらに四月二三日、桜井町が杭打ち、立て札を行った際の項目に、「建札并杭者見習年之節拵置在之候相用ノ事」とあることから、立て札や杭は、見習い行事町を担当した年に作成することがわかる。

万延元年の行事町は上西陣組一〇番組が行っていることや、嘉永五年（一八五二）に見習い行事町を担当した下西陣組一三番組が、嘉永六年（一八五三）の行事町を行っていることから、見習い行事町とは、神事行事町を担当する前年に当番が回ってきて、神事行事町立会いの下での神輿の飾り付け、および片付けを主な仕事としながら今宮祭に参加する存在であると考えられる。つまり神事行事町とは数十年に一度突然回ってくる役目であるのではなく、その前年に見習い行事町として今宮祭に参加することによって、神事行事町の勤方の概要を確認することにより、神事行事町を担当することに備えていたのである。また神事行事町を勤めた翌年には、見送り行事町として今宮祭に参加することで、不備なく祭礼が運行されているのかを確認していた。

祭礼準備期間での証文のやり取りは、四月一六日に町代・神輿請け負い方からの証文取および神輿昇給金半金支払いと、四月二七日の下西陣組への一札差入れである。

四月一六日、町代から行事町に次のような証文が差し入れられた。

一札之事

一、例年御神事之儀、先達而御組町江一札調印仕候通弥心得可申候。且又右ヶ条尚又承知候事。

一、御神事鉦町御廻り被成候節者、私共先案内仕候処、是迄御道筋ニ而待合セ候得共、去ル子年惣寄合之席ニ而被仰聞候通、行事頭町江向御案内次第早速罷出御案内仕旨、猶又

入念被仰聞奉畏入候。然ル上は御神事中御祝儀并弁当料等、

御定之通御神事相済候上御渡被成下候段、難有承知候事。

一、同役嘉兵衛出勤之儀、是又御案内次第私共今早速可申通。

尤鉦町ニ而例年之通町嚙ニ平伏御案内可仕候。

右ヶ条之趣承知仕候。尤嘉兵衛江も相違無之様私共今可申達候。為後日御請印形依而如件。

安政六未年四月

町代 利三郎印

杉若町

年寄文助殿

有馬町

年寄太七殿

北小路上之町

年寄武兵衛殿

桜井町

年寄仁兵衛殿

一連の祭礼における町代の役割を確認したこの一札の差出人「利三郎」とは、下西陣組下町代岸利三郎であり、本文中の「同役嘉兵衛」は上西陣組下町代石川嘉兵衛を指している。町代が今宮祭に関わっていることは先にも指摘したが、実際に参加するのは上西陣組・下西陣組の下町代であることがこの一札から明らかになる。神輿請負方との証文については後にあらためて検討したい。

② 祭礼期間

祭礼期間での行動は、祭列への参加、金品の贈答、挨拶回りが中心として行われる。

祭列への関与は、御出祭前日の五月六日の「宵廻り」、御出祭当日の「大廻り」および「七度半の番使い」、御還祭前日五月十四日の「宵廻り」、御還祭当日の「大廻り」、「七度半の番使い」および祭列への供奉である。

宵廻りとは巡幸路の安全確認であり、巡幸路上に不浄の物がないかを確認することを建前としたものであったと思われる。また大廻りは先に提示した町代が差し入れた史料から、上西陣組・下西陣組の下町代二人が先頭に立った、神事行事町による行列が鉾町を廻ることにより今宮祭の開始を告げていたものではないかと考えられる。

神事行事町が今宮祭において行う、もともと儀礼的な行動は二回の「七度半の番使い」である。今宮祭の場合、大廻りによる巡幸路の確認が終了した後、神事行事町および町代が神輿のお迎えとして番使いを行っていた。安政六年の番使いの順番は、「二番目使 杉

若町、三番目使有馬町、四番目使さくら井町、五番目使北小路上之町、六番目使有馬町、七番目使桜井町、七度半使 町代兩人」とあり、一番使いを記載していないが、神事行事町四町および町代で行ったものだと思う<sup>(23)</sup>。

神事行事町が巡幸列へ供奉するのは史料を見る限り五月一五日の御還祭のみである。神事行事町は御旅所から御供所までの供奉をした後、神輿と別れて今宮神社に向かい、そこで神輿が帰ってくるのを迎える。なお五月七日の御出祭では、神事行事町は今宮神社へ集合して神輿が発したのを見届けた後、神輿とは別ルートを通り御旅所へと先回りして神輿の到着を御旅所で迎える。

金品の贈答は、五月八日御旅所にて神楽料・賽銭の差出し、またこの年は失念のため後日に差出しとなっているが、御旅中（若宮堅町・横町）へ牛飼料の差出し、両茶屋（一和・飴屋）からのあぶり餅受け取り、五月一六日今宮神社にて湯料・賽銭・今宮下役人への心付け、神輿方給金の残金支払いおよび祝儀差出し、両茶屋への茶料支払いおよび祝儀差出し、となっている。ここでの費用（四月一六日の神輿方給金半金も含む）はすべて神事行事町四町により賄われており、神事行事町を勤めるということは、多大な金銭負担をしなければならなかったことが明らかになる。

ところで両茶屋から差し出された「あぶり餅」についてみてみると、その数は一〇〇〇本にもおよび、それを神事行事町四町割りで各町二五〇本ずつ町内へ持ち帰り、町内で「町中抱屋敷借屋迄も配分いたし候事」と分配している。祭礼運営に関わることができるの

は当然、本来的な町人であったと考えられ、その数は桜井町に關しては大廻りの行列や、五月二四日の振舞集會に参加した三〇名前後の人々であったと思われる。それ以外の人々は祭礼運営には関与することは出来ないが、まったく祭礼から排除されているわけではなく、あぶり餅の分配を受けることにより神事行事町に居住しているという実感を得たのではないだろうか。

なお、挨拶は御還祭での休憩所である淨徳寺へ行くものであり、祭礼準備期間に行った挨拶と同様の内容である。

③ 祭礼後処理期間

祭礼後処理期間では神輿片付け、金品の授受、宴會を行っている。神輿の片付けは神輿の飾り付けの際と同様に、神事行事町立会いの下、見習い行事町が神輿飾りを片付ける。

金品の贈答を見ると、五月二一日に今宮神社から「御神楽御湯御礼」という名目での返礼と、お下がりとして饅頭および神供が届けられる。返礼はどのような形で渡されたのか明らかではないが、「但し右ため鳥目式百銅半紙二折町内一統へ配り申候」と、今宮神社からの到来物を町内への分配がなされる。

そして六月一五日に小川組から「銀百八匁」、六月二三日に下西陣組から「銀百六拾二匁」とそれぞれ「神輿昇料」を受け取る。安政六年の神輿昇料勘定は次のようになっていいる。

一、神輿昇料 銀 三百目也

内銀 三拾目 当行事町分出銀  
又銀 貳百七拾匁 下西陣組ヨリ小川組

このことから、神事行事町を務めた場合は先に見た神楽料・賽銭・牛飼料・諸祝儀以外にも、神輿昇料の一割を神事行事町で負担しなければならぬことがわかる。また上西陣組からの神輿昇料の請取がないことから、行事町を担当した町組および、小川組から毎年23の神輿昇料が出されていたものと考えられる。

宴會に關しては、直接祭礼運営とは関わらないのであるが、この年の神事行事町頭町であった杉若町の慰勞と、日を改めての桜井町の慰勞会的な宴會が持たれている。

以上、これまで安政六年の今宮祭の神事行事町による祭礼運営をみてきた。これで今宮祭運営に關わる行事町の動向が明らかになった。それを整理すると、

- A 祭列巡行ルートに關わる場所への挨拶
- B 今宮神社内における杭打ち・建札など場所の準備
- C 祭列巡行ルートの安全確認および祭列への供奉
- D 町代・神輿請負方との証文のやり取り、および神輿請負方への給金支払い
- E 今宮神社などへの神楽料・賽銭・諸祝儀支払い、および神輿請負方給金の一部の負担

とすることができる。つまり神事行事町とは、坂本も指摘するように今宮祭において祭礼運営の中心的存在であったことは明白であるが、一連の祭礼運営の中でもより重要な役割としては、神輿を護持し、供奉するという点を指摘することができる。神輿の飾り付けや片付け、そして日用頭を仲介として神輿昇人足を雇い神輿を昇かせもつとも本質的な今宮祭における役割であったのである。

二 西陣の祭としての今宮祭

これまで「今宮御神事行事動来控」を素材として、今宮祭における神事行事町の今宮祭における行動内容を概観してきた。ここでは、そこに残された証文の写しを中心としながら、神輿昇請負方や西陣組・下西陣組の今宮祭への関わり方を検討したい。

次の史料は、四月一六日に神輿昇請負方から神事行事町に差し入れられた証文の写しである。

請負一札之事

一、当年五月今宮後神事、七日・十五日神輿并人足是迄賃銀百七拾目ニ而御請負申候処、私共西陣表江御願申上御相談之上三拾匁御増被下都合三百目ニ而御請負申候二付、則当御神事行事町右半銀百五拾目儘請取申候。残半銀者御神事首尾能相済五月十六日ニ受取可申候。然上者達者成もの人足ニ雇召連罷出一社毎ニ小頭之者二人宛相添置、得与申

渡置三社共大切ニ相勤可申候。万一不埒成仕方候ハ、残半銀御渡不被下共一言之申分無御座候。

一、雇人足之内脇差さ、せ申間敷候。又者異形成体、かさつケ間敷者壹人も差入申間敷候。若右体不埒成者人足ニ在之候ハ、其節早速人足入替為勤可申候。勿論万端各々様御差凶次第少も違背申間敷候。万一神輿昇共如何様之凶事六ヶ敷義出来候共、御請負申上候上者、急度其時埒明仕当御神事行事御町へ少も御難懸ケ申間敷候。為後証依而如件。

安政六未年四月

京方千本

請負

同

鷹ヶ峯

請負

同

紫野

請負

同

御神事行事

四町年寄連名

証文の内容は、①銀三〇〇匁で請け負うこと。②「達者成もの」を人足として雇い、神輿一社ごとに二人の「小頭」を付けて統率を

とること。③人足には脇差を差させず、「異形成体」や「かさつケ間敷」者は一人も差し加えず、もしそのような者がいた場合にはすぐに入れ替えること。④神事行事町の指図には背かないこと、これらの点を中心となっている。

文面から明らかのように、神輿昇請負方および神輿人足は神事行事町より下位の扱いを受けている。むしろ、給金が明記され、神事行事町の指示のもと「大切ニ相勤」め「不埒成仕方」があった場合には残金を受け取らない、という文体は人足の請状に類似するものがある。この点を考える上で、やや時代が遡るが次の史料が参考になる。

一札之事

一、今宮御神事御輿人足之儀、只今迄聚楽日用頭共銀式百三拾壹貫五分ニ行事町分銀三拾貫ニ烏目巻ノ文御合力ニ而相勤近年又々行事町分御了簡被成被遣候へ共、当年増銀相願候ニ付御相談之上私共江御間合被成候。尤近年日用賃銀高直ニ付右之通ニ而ハ御請負難申ニ付、都合銀四百貫ニ而此段御請負可申旨申入候得者、御相談被成候而右四百貫ニ而私共江御渡被成御請負申込紛無之候。然上者銀四百貫ニ而自今以後相勤、勿論石賃銀之外増銀之御願堅中間敷候事。  
一、行事町旅宿幕之内江参神輿昇共忝人ニ而も猥ニ支度好ませ不申無礼之儀させ中間敷事。  
一、両度御神事之節、神輿三社共志町之内ニ遅々無之様ニ相祭

り、神輿軽重ニ応シ人足差賦り、道筋無滞尤忝社ニ忝人ツ、小頭之もの相添下知致させ、人足之ものあばれ不申候様、政道可仕事。毎年四月神輿昇賃行事町分御扣御渡被成候節、兩人共罷越只今迄之通如何様共御差図相背申間敷候事。

右ヶ条之趣御請負申上候。御公儀様御法度之趣相守吟味仕、願昇人足忝人も出し申間敷候。万一両日之内人足共不埒之儀仕候ハ、我等罷出急度埒明御年寄中行事町江少も御難掛申間敷候。為後日請合証文如件。

正徳式年辰二月廿四日

西加茂田尻村

請負人

与三左衛門

同所林村

三之助

古久保勘左衛門組

御年寄中<sup>②</sup>

これは正徳二年（一七一二）に行われた神輿請負方給金改正の経緯を記したものの内、神輿請負方から古久保勘左衛門組（＝下西陣組）年寄中へ差入れられた給金増銀願書である。これによると、「聚楽日用頭共」を仲介として神輿昇を請負っているが、「近年日用賃銀高直」のため、その日用賃金の相場と給金が釣り合わないため

に、これまでの条件では請負えない、と一八一貫五分の増銀を要求

御年寄衆中

していることがわかる。つまり神輿昇人足は今宮祭で神輿を昇くことを、文面上は他の日用雇い仕事と同列と捉えているのである。またこの史料では、今宮神社内の行事町部屋であると考えられる「行事町旅宿」へ神輿昇人足が立ち入らないことを誓約しており、神輿の飾り付けに関しても先に見たように見習い行事町が行っていることから、神輿昇人足は神輿を昇く事以外から排除されていると考えられる。これらのことから、神輿を守護するのはあくまで毎年の神事行事町であったと考えることができる。

また四月二七日には、神事行事町から下西陣組年寄中に宛てて、神輿昇人足雇入れに関する次のような一札が差し入れられている。

一札之事

一、当年私共今宮神事行事相勤候処、神輿請負人足定書之通委細承知仕候。然ル上者請負人面談之上定書之通執計可申候。若内証ニ而押隠、酒飯等差出候儀、亦ハ心付ケ間敷儀在之候ハ、超過之基ニ相成候ニ付、町分申合右之段、急度相愼不念ニ不相成候様相心得可申候。為其一札依而如件。

安政六未年三月

御神事行事

町年寄連印

下西陣組

「超過之基」になるような酒飯や心付けを神輿昇人足へ与えないことを下西陣組へ誓約するということは、神事行事町が強く下西陣組へ帰属していることを表していると同時に、神事行事町が下西陣組を代表していることを意味している。これはつまり近世京都の社会構造である「町一町組一惣町」の内、「町一町組」という重層構造が祭礼においても貫徹されていたと考えることができる。

管見の限り上西陣組・下西陣組と神事行事町との関係を示す最も古い事例は延享五年（一七四八）四月の神輿昇人足請負証文であるが、そこでは宛先が「新四郎組御年寄中」<sup>(26)</sup>、つまり上西陣組（＝早川新四郎組）宛になっていることを確認できる。この時期すでに神事行事町は再編成されているために、請負証文の宛先は安政六年の証文のように神事行事町であってもよかつたはずである。にもかかわらず上西陣組宛になっているのは、神事行事町とは上西陣組であったと請負人たちが認識していたためであろう。

また執筆年代は不明であるが、花車町の所持する「安政六己未年三月写之」とある町や町組の年中行事を書き上げた「年中行事覚」<sup>(27)</sup>には、年頭地役御礼行事町や大仲配符行事町の覚と共に神事行事町覚も収録されており、神事行事町が町あるいは町組として勤めるべき責務であったと認識されていることがわかる。

これらを整理すると、神事行事町とは年頭地役御礼や大仲配符と同様に上西陣組・下西陣組として果たすべき責務であり、他者・他

町からもそのように認識されていたとすることができらるだろう。

ではなぜ上西陣組・下西陣組両町組は今宮祭を町組の行事として、あるいは責務として行う必要があったのだろうか。それは今宮神社への信仰が上西陣組・下西陣組の結集原理として機能していたためであると考えることができる。

京都の町組は、戦国期に形成された自衛のための自治的機能を有した町組が、近世初頭に統一政権の手により部分的な自治機能は残されながら換骨奪胎された京都の支配・行政組織であるとされており、杉森哲也により上西陣組・下西陣組を事例としながら町組を構成する町の成立時期の検討がなされ、町の形成は近世初頭以降、文禄・慶長頃まで続くことが明らかにされた。<sup>(28)</sup>これにより少なくとも上西陣組・下西陣組についてはこれまで指摘されている自発的な結合による自衛集団としての町組を母体とするという視点に疑問が投げかけられている。社会が比較的安定した中で、支配・行政機関として幕府の主導の下町組を構成しようとする場合、そこには強力な結集原理が必要となったことだろう。その一つが人々の氏神に対する信仰心であったのではないだろうか。

京都における氏神に対する信仰は、近世の都市においても「町中安全」を祈願する「御千度」が端的にあらわしているように共同祈願的なものであった。<sup>(29)</sup>それは多様な職業の町人が集住する個別町の精神的紐帯としての氏神信仰であり、場合によってはその確認と視覚化のために灯笼などの奉納品を氏神社境内へと建立した。これは複数の町が集合した場合にも、同一の氏神を信仰する限り、集団の

精神的紐帯としての氏神信仰を共有することは容易であったと考えられる。それが上西陣組・下西陣組の場合は今宮神社に対するものであり、事実、個別町の精神的紐帯の確認・視覚化としての奉納品に対応するように上西陣組・下西陣組により奉納された石灯笼等を今宮神社境内に確認することができる。<sup>(30)</sup>そして精神的紐帯という町組の結集原理を毎年確認し続けるための装置として神事行事町は機能していたのだろう。

#### おわりに

本稿ではこれまで今宮祭に関わる神事行事町というシステムについて、その外郭的な構造を確認した上で、安政六年という特定の年の今宮祭における神事行事町の動向を検討し、その本質的な役割を神輿の護持ならびに祭礼への供奉であったことを明らかにし、神事行事町というシステムが上西陣組・下西陣組両町組の結集原理・精神的紐帯として機能していたことを指摘した。しかし鉾町や町代との関係など、残された課題も多い。そこでこれらの問題に関して一定の見通しを立てることで本稿のむすびにかえることにしたい。

まず、鉾町との関係であるが、「今宮御神事行事動来控」での神事行事町から鉾町への挨拶回りからも明らかのように、神事行事町は鉾町より格下に位置付けられていた。しかし鉾町の成立についてもいまだ不明な点が多く、町の成立という観点からみた場合、いくつかの神事行事町は半数の鉾町より早い段階に成立している。<sup>(31)</sup>また、

明治二（一八六九）年八月二十五日の太政官布告である、社寺での菊御紋使用停止を受けて松鉾を護持する歓喜町が使用許可願として京都政府に提出したと思われる「富ノ松御鉾御由緒書」<sup>32</sup>には、「朝廷ヨリ御神輿并ニ御杵ヲ今宮神社へ御寄附」された鉾が、文禄年間（一五九二～一五九六）に大破したため、「弊町往古ヨリ御杵守護之任務ニ参与シ」ていたこともあり「御杵ヲ当町ニテ松ノ鉾ニ改造シ（松ハ今宮神社御紋ノ縁ニ因リ）永代当町ニ於テ御守護致シ度旨願出候処御許シヲ蒙リ其後依然今日ニ到ル迄謹テ御守護」しているのだと鉾と町の関係について説明している。この記述をそのまま信用することはできないが、鉾を町が守護するようになった時期が比較的新しく設定されていることや、鉾は朝廷より寄附されたこととは注目される。他の一町一鉾の鉾に関しても多くが禁裏御所や公家からの拝領品であることから、<sup>33</sup>鉾町となることは町の成立時期とは関係なく、町として禁裏御所や公家との関係を有することが条件として存在すると考えられる。成立が遅れた町が、すでに形成されつつある西陣という地域において一定の地位を得ようとした場合、禁裏御所や公家に接近し、同時に地域の氏神の祭である今宮祭において優位に立つ必要があったのではないだろうか。また、鉾町になれなかった西陣の町が主体的に今宮祭に関わろうとした時、残された道は神輿を護持することしかなく、金銭的な理由なども含めて、特定の町による独占を避けるために神事行事町というシステムが成立したのではないかと考えられる。

次に、町代との関係について、今一度「今宮御神事行事勤来控」

から検討を行いたい。表③は「今宮御神事行事勤来控」に残された「諸祝儀并心附包物控」を整理したものである。一見して明らかのように町代宛の祝儀が群を抜いて多いことがわかる。先にも確認したように行事町を務めるということは神輿昇人足賃など多額の出費が求められるため、このような諸祝儀は天明大火や幕末の物価上昇など経済危機が発生するたびに縮小する傾向にあった。<sup>34</sup>そのような時、祝儀の縮小に異議を申し立てるのは、祝儀をもっとも多く手に入れることができた下町代であった。

当御神事無滞相済、然処一両日以前、私方両人廻勤向御減少之御行事御越被成候由、同役より承、然ル処右廻勤之義ハ如何之御減少ニ相成候哉、承知いたし度、勿論右廻勤向ハ上町代之向ハ差構無之候得共、同役之内、私共両人ハ先例も有之候ニ付、御減少ニ相成候而ハ、実以毎年之間ニ相成、甚以困入難洪仕候ニ付、先例之通、壱人前式両一部宛、廻勤被下候様此段御頼申上候。貴様を見掛ケ御頼申上候間、宜敷御取計可被下候様、此段御頼申上候、御減少之義ハ同役之面々も有之候ニ付、私より別段御頼申上候、以上。

五月廿七日

（石川）嘉兵衛

西若宮北半丁

御年寄 善兵衛様

此外

表③ 諸祝儀并心附包物控

宛 先	金 額	備 考
古久保新三郎	金 300 疋	上西陣組町代
早川孫三郎	金 300 疋	下西陣組町代
岸利三郎	金 900 疋	下西陣組下町代
(内訳)	祝儀 500 疋 扇子料 150 疋 心付 100 疋 御出・神事之節弁当料 200 疋	
石川嘉兵衛	金 900 疋	上西陣組下町代
(内訳)	祝儀 500 疋 扇子料 150 疋 心付 100 疋 御出・神事之節弁当料 200 疋	
梅林友八	白銀 3 両	小川組下町代
浄福寺席料	金 100 疋	
飴屋祝儀	金 50 疋	
一和祝儀	金 25 疋	
財吉祝儀	金 150 疋	
家見役嘉兵衛祝儀	金 25 疋	

※「今宮御神事行事動来控」より作成

御行事町  
御年寄中様<sup>55</sup>

この一札は年紀を欠くが幕末のものであると考えられる。今宮祭への参加が減らされると同時に祝儀を得ることができなくなれば、「甚以困入難渋仕」ることになるので、二両一部(表中では九〇〇疋)の「廻勤」をさせてくれるよう求めている。はたして本当に「難渋」するほど下町代がこの祝儀に依存していたのかどうかは明らかではないが、先例もあり、もし廃止にされると「実以毎年之闇」になると嘆いていることなどを考慮すると毎年の定期的な収入として認識していたと思われる。つまり、神事行事町というシステムは下町代にとって、そこに役得が期待されていたと考えられるのである。

今宮祭における神事行事町というシステムは、氏子である西陣の町と西陣を担当する町代、両者の思惑が合致することによっても成立することができたのであろう。

注釈

- (1) 久留島浩「近世における祭りの「周辺」」(『歴史評論』四三九、一九八六)、同「祭礼の空間構造」(高橋康夫、吉田伸之編『日本都市史入門Ⅰ』東京大学出版会、一九八九)
- 高牧實『近世の都市と祭礼』(吉川弘文館、二〇〇〇)など。
- (2) 前掲注(1)久留島書。
- (3) 坂本博司「今宮祭と西陣」(『芸能史研究』七二 一九八一)

- (4) 速水春曉齋著、『諸国凶会年中行事大成』（儀礼文化研究所編、桜楓社、一九七八）所収。
- (5) 京都府総合資料館所蔵『古久保家文書』『町代諸事扣』館古〇三三二一〇一。坂本は本史料を「今宮祭と西陣」において「西陣旧記録」としているが、現在では京都府総合資料館の目録に「町代諸事覚」として収録されていることから本稿では現行の目録名に従う。
- (6) あるいは小組とも称される。近世京都の社会構造は「町一町組一惣町」という重層構造で把握されており（杉森哲也『近世京都の都市と社会』東京大学出版会、二〇〇八等参照）、町組の下部組織である組町・小組に対する本格的な検討はいまだみない。しかし組町・小組も独自に掟とみられる定・規則を有している場合もあり（五桜町所蔵文書）、組町・小組の頭町は組町・小組内部の他の町にある程度の支配力・拘束力を有していることなどから、「町一町組」の中間組織として組町・小組を設定し検討すべきであると考えるが、今後の課題としたい。
- (7) 前掲注(5)同。
- (8) 坂本は前掲注(3)書で寄町の存在を指摘するが、掲げた史料の注記に「早川組之行事町順不相知候ニ付、寛政十一年冬、早川氏之扣帳面借り受行事町之順再心得ニ可相成事共、後考之ため写置已上」とあり、免除理由が類推されることがわかる。当然これだけではその存在の肯定も否定もできないが、鉦町の成立なども含めてこれらの問題は別稿を立てたい。
- (9) 京都府総合史料館所蔵『古久保家文書』『天明八申正月大火後今宮神事振合』館古〇三三二一〇一―一四。
- (10) 拙稿「近世の今宮祭と巡幸路」（『京都民俗』二三、二〇〇六）。
- (11) 前掲注(5)「町代諸事扣」。
- (12) 前掲注(5)「町代諸事扣」。
- (13) 前掲注(9)「天明八申正月大火後今宮神事振合」。
- (14) 前掲注(9)「天明八申正月大火後今宮神事振合」。
- (15) 前掲注(9)「天明八申正月大火後今宮神事振合」。
- (16) 日本歴史地名大系二七『京都市の地名』平凡社、一九七九。以下軒役数はこれによる。
- (17) 京都市歴史資料館架蔵写真版「元中之町文書」D二。
- (18) 日本祭礼行事集成刊行会編『日本祭礼行事集成』第五卷（平凡社、一九七二）所収。
- (19) 京都市歴史資料館架蔵写真版「山名町文書」D一―二・三・四。
- (20) 人足方財吉（財木屋吉兵衛）はその行動から、日常的には上・下西陣組、さらに限定するなら下西陣組という町組に寄生して日用頭を生業としていた存在であると考えられる。都市下層社会を形成した日用層や、その上に立つ日用頭の祭礼への関与については今後の課題としたい。
- (21) 京都市歴史資料館架蔵「今宮神社文書」。
- (22) 京都市歴史資料館架蔵「石薬師町文書」。
- (23) 京都市歴史資料館架蔵写真版「東千本町文書」。Ku一三二―一二。
- (24) 担当行事町の負担分一割を除いた金額の六割を行事町が帰属する町組、四割を小川組が負担することは正徳二年から行われていたことのようにあり（前掲注「町代諸事扣」）、この割合はそれぞれの町組における今宮神社の氏子数を反映していると思われる。
- (25) 前掲注(5)「町代諸事扣」。
- (26) 京都市歴史資料館架蔵写真版「花車町文書」F二。
- (27) 京都市歴史資料館架蔵写真版「花車町文書」D一―七。
- (28) 杉森哲也「近世京都町組発展に関する一考察——上京・西陣組を例として——」（『日本史研究』二五四。後に同氏『近世京都市と社会』東京大学出版会、二〇〇八に収録。）
- (29) 宮田登『江戸の流行神』筑摩書房、一九九三。

(30) 上西陣組からは享保一九(一七三四)、下西陣組からは宝永五(一七〇八)に石灯笼が奉納されている。また文政一〇(一八二七)には「西陣両組」の名で石柱が奉納されている。

(31) 前掲注(10)拙稿参照。

(32) 京都府立総合資料館所蔵「富ノ松御鉾御由緒書」。

(33) 京都市歴史資料館架蔵『今宮神社文書』『今宮神社鉾町御紋附劔鉾伺書』。

(34) 天明大火の際に行われた今宮祭の簡略化については、『史料京都の歴史』七(京都市編、平凡社、一九八〇)に次のような史料が収録されている(四六五頁～四六六頁)。

藤木町・清明町年寄、後より千本花車町年寄良三罷越。当春大災二付、万事省略いたし、今宮神事の儀は右之心得二而、諸失脚無之様、行事町ニも、万事半減ニ而相勤候間、此方上下へ例年之挨拶之儀も、半減ニ而可取計候間、諸事其心得ニ而、上壺人、下壺人罷出。尤、両日とも取計方相濟候ハ、勝手之道筋より引取呉候様、左候ハ、自然とらうそく等之諸失脚無少候半。此段御頼参上仕候旨、兩人申之候付、入御念御尤之儀承知いたし候。然ハ、七日ハ大神輿之跡より神行道付添候を相止。尤、近來上雑色衆も被罷出候儀ニ付、直旅所へ罷越、鉾指次第例之通可取計。十五日ハ旅所ニ而、是又例年之通取計、大神輿之跡へ付五辻町迄罷越候を、此度より、妙蓮寺前ニ而、御役人方へ挨拶いたし、夫より勝手ニ引取可申旨申之候処、兩人御尤之段申之。年之行事町へも通達いたし置候半と申之候。

祝儀による出費を減らそうとする場合、挨拶回りを減らすとともに、祝儀を渡さなければならない存在(この場合は下町代)の祭礼への参加自体を減らす必要があった。

(35) 前掲注(34)五九六頁～五九七頁。

〔付記〕本稿は二〇〇八年一月、関西大学大学院文学研究科へ提出した博士論文の一部を改稿したものである。

## The management of the festival in pre-modern Kyoto

Kotaro MURAYAMA

### 〈Summary〉

The research related city festival in Edo-era is one of the study field which is rapidly developed through the relationship with early-modern city history after 80s. Though focusing on Kyoto, Gion-festival is the principal theme. In the research of Gion, the study field of the entertainment history whose main research are about Yama and Hoko (traditional “festival float” of Gion) has been clear. As the result of that, a lot of “PART” of city festival such as Yama and Hoko have been cleared but there is still unclear part in the “WHOLE” of city festival including Mikoshi (a portable shrine) that main tool on the festival.

Based on these, with citing Imamiya-festival which is regional God in Nishijin as one of the example, I examined one of the form of festival management in Edo era through observing “Gyoji-cho” where it might organize every work as the important part.

Resulting in that, I've cleared that Imamiya festival is run by “chogumi” which is an aggregate in a city with a shift cycle, and most important Gyoji-cho is accompanying Mikoshi into the main festival.

